

肥前一之宮

# 與止日女神社略記

佐賀県佐賀市大和町川上一一

與止日女神社社務所発行

TEL (〇九五二) 六二一、五七〇五

一、御鎮座地 佐賀県佐賀市大和町川上二番地(佐賀市の北郊川上河畔に位し、肥前嵐山と称する県

立公園景勝の地)

二、御祭神 與止日女命よどひめ

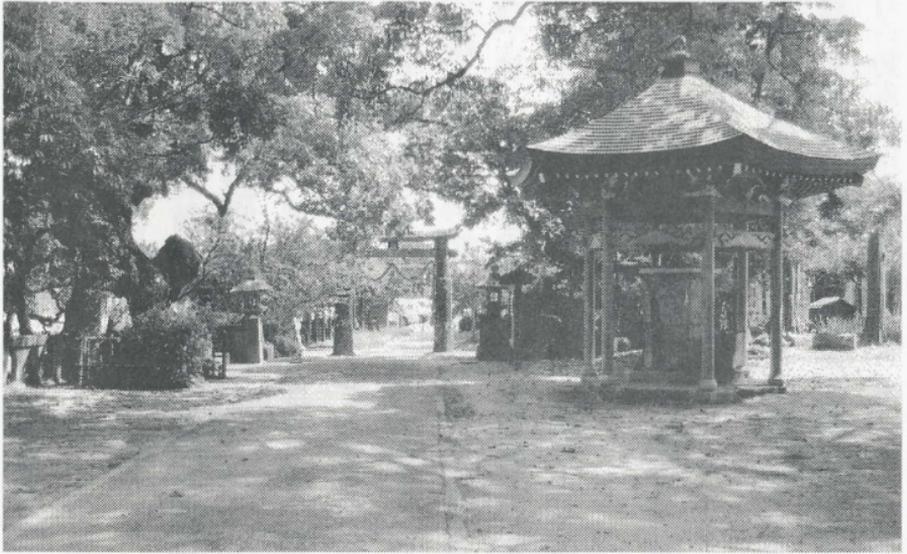
與止日女命は「八幡宗廟之叔母、神功皇后之妹」にます尊い神様であります。また一説に豊玉姬命(竜宮城の乙姫様で、神武天皇の御祖母にます)とも伝えられています。

三、由緒

欽明天皇二十五年(五六四年)甲申冬十一月朔日創祀され、朝廷の御崇敬篤く、日本三代実録・延喜式・大日本一宮記・神社考其の他の諸書に載せられています。即ち貞観二年(八六〇年)従五位上に、同十五年正五位下に進められ、延喜の制小社に列して祈年の国幣に預かりました。のち二条天皇應保の頃(一一六一年)には肥前国一の宮とされ、龜山朝の弘長元年(一一六一年)正一位を授けられました。かくて一國宗祀の主要な地位を占め、五月、八月の神事に際しては、国衙方奉仕の事がありました。

鎌倉時代に入つては、院宣並びに関東御教書を賜ひ、肥前一箇国平均の課役により社殿の造替遷宮を営むを例とし、後醍醐天皇元亨二年には後宇多院の院宣並びに幕府の御教書を賜つて、本殿以下の造替を行ひ、八月二十九日を以て遷御の儀を執行しました。

かくて社領の如きも、付近一帯の地に亘り、四条天皇仁治年間(一二四〇年)には、二百七十余町の神佛事料免田を、更に伏見天皇正應年間(一一八八年)には、一万三千四百七十余町の造営免田を有するに至りました。



降つて室町戦国時代には、地方豪族、武門、領主、藩主から、肥前国鎮守一宮として篤く尊信され、屢、神領の寄進、安堵下文、祈願等がなされた事は、その蔵する多数の古文書、或は鍋島家の文書から知ることが出来ま  
す。かくて社領として田畑三五〇町を保持しました。

別名河上神社、俗に「淀姫さん」とも呼ばれています。  
旧社格県社(明治四年)。戦前、国幣社昇格の儀が進め  
られました。準備が整わぬ中に終戦となり、実現出来  
ませんでした。

#### 四、例 祭 四月十八日

隣接する神宮寺である実相院の御経会の期間中で、終  
日賑います。

#### 五、御 社 殿

本殿 五間杜流造、側面四間

中殿 正面一間、側面四間

拝殿 正面五間、側面三間、入母屋造、唐破風付、別

棟神饌所付

総べて屋根銅板葺、総素木造、随所絵様彫刻。文化十三年（一八一六年）火災焼失後、鍋島家より再建のもの。西神門、四脚門、屋根本瓦葺

棟木銘写に「奉造立肥前国第一宮河上淀姫大明神西ノ門一字 大檀那龍造寺太郎四郎藤原鎮賢 神代刑部大輔 武邊長良 願主蓮乘院増純 元龜四歳癸酉三月吉祥日」とあり、元龜四年（一五七三年）に造立されたもので、正面、側面の葺股、破風の懸魚等に室町後期の様式が見られます。昭和六十一年県重要文化財に指定されました。

## 六、境内地 二七九五坪

## 七、文化財

一、河上神社文書 国指定重要文化財

総数二四七通、十四巻の巻物に仕立てて保存してあります。（県立図書館で保管）

平安時代一〇通、鎌倉時代九二通、南北朝時代八五通、室町時代五七通、安土桃山時代三通で、その中最も古いものは寛治五年（一〇九一年）の杜僧円尋解状で、これに続く永久二年（一一一四年）の白河上皇の院庁下文は、この種様式の文書としては国内でも最古のものに属します。正応五年（一二九二年）の河上杜造管用途支配惣田数注文や文保二年（一一三一年）の河上宮免田坪々領主交名注文案には、この文書のみによって知ることのできる肥前国内の荘園・郷保名或は里名が多数書載されています。当社の文書を様式的に見れば、院宣・令旨・大宰府庁宣・同下文・雑訴決断所牒・関東御教書・鎮西御教書・同下知状・国宣・国司庁宣等多様なものを含んでおり、差出人について見ると、京都東福寺を開いた聖一国師・高城寺開山順空円鑑禅師・九州探題今川了俊・

その弟今川仲秋等の自筆書状、室町時代以降この地方に興亡した菊池・少弐・千葉・神代・小田・龍造寺等各家二〇数人の書状・寄進状・安堵状などがあります。昭和五十五年重要文化財に指定されました。

二、淀姫大明神御影 掛物一幅

絹地極彩色絵図 箱蓋表書「大明神御影」同裏書「肥州第一宮河上社淀姫大明神御影」 箱内木片書「享保五年十二月二十八日、捕 円乘」

三、千珠 満珠 二個

四、御 杵 一足（箱共）

五、後陽成天皇宸筆勅額 一幅

木堅額 黒漆地に金文字で二行に刻書

「大日本国鎮西肥前州第一之鎮守 宗廟河上山正一位淀姫大明神一宮」、慶長七年（一六〇二年）賜わり、現に神殿正面に掲げてあります。

六、木額 扁額一幅

副島種臣筆「火國鎮守 明治丁亥夏」と刻書（明治二十年）。拝殿正面に掲げてあります。

七、三の鳥居（肥前鳥居）

境内にあります。石造明神鳥居で、その形式、殊に笠木鼻の形に特有の様式が認められ、肥前鳥居と称し、柱に「慶長十二歳仲秋吉祥日 鍋島信濃守藤原朝臣勝茂」の銘があります。昭和六十年町重要文化財に指定されました。

## 八、焼桶 一本

神殿西にあり、文化十年の火災に焼けたもので、廻六丈、高三丈六尺、当時霊木の太桶として名高かった由。鍋島勝茂公この木の四圍に高く石垣を築かれ、今もそのまま残っています。

## 八、氏子・崇敬者

氏子は約八百戸、旧川上村の大部分です。崇敬者は嘉瀬川の流域、川上、川下一帯、佐賀郡市、小城市にまでおよび、広く水神、農業の神として、またなままず治癒の神として信仰され、九月頃は佐賀市鍋島町より区毎の川上詣りが続きます。また四季を通じ、行楽の客が絶えません。

## 九、口碑・伝説 神のお使い「なままず」

当地では、なままずを淀姫さんの御眷族（お使い）といって食べません。肥前風土記の川上の神の条に「或は人其の魚を畏むものは殃まが無く、或は人捕り食へば死ぬこと有り」とある。その魚がこのなままずになったのではないかと思われれます。

## 交通便

- 国鉄長崎本線佐賀駅下車、バス二〇分。
- 国道三四号線より同二六三号線を北へ車で十分、同三三三号線との分岐点。
- 長崎自動車道佐賀大和インターチェンジより国道二六三号を北へ車で三分。